

砺波市住宅取得支援補助金チェックリスト（令和8年度 ver.）

【対象者】

□次のいずれかに該当する世帯員であること

- ・ 転入若者世帯…契約日において夫婦のいずれかが39歳以下、かつ、転入から3年以内の方で、転入日前1年間は砺波市内に住所がなかった方の属する世帯
- ・ 転入子育て世帯…契約日において中学生までのお子さんがいる世帯、かつ、転入から3年以内の方で、転入日前1年間は砺波市内に住所がなかった方の属する世帯

※契約日において市外に住所を有していた場合は、契約日前1年間に砺波市内に住所がないこと

□令和8年1月1日以降に建設工事請負契約または売買契約を結んでいること

※新築工事の場合は令和8年1月1日以降に着工したものも含む。

※それ以前に契約（着工）した物件については、昨年度までの補助内容・金額となります。

□取得した住宅に住民登録をしてから10年以上居住する意思があること

□世帯員全員に市税等の滞納がないこと

□外国人を含む世帯の場合は、日本国に永住権を有していること

□申請者またはその配偶者が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと

□砺波市定住促進空き家利活用補助金および砺波市三世帯同居・近居住宅支援事業補助金の交付を受けていないこと

□申請者は、申請に係る住宅の所有者（登記名義人）であって、2分の1以上持分を持つものであること（持分が2分の1の方が2名いる場合は、どちらか一方の申請に限る。）

□住宅を新築または購入することを目的とした金融機関等からの借入をしていること

【返還要件】

以下に該当したときは、**返還を求める場合があります。**

- ・ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ・ 第3条の各号のいずれかに該当しなくなったとき



【補助金額】①と②のいずれか低い金額

①借入額または住宅の取得額の
いずれか低い額の1/10

②基本額と加算額の合計 (限度額137.3万円)

基本額

区分	基本額
新築住宅取得	107.3万円
中古住宅取得	

加算額

区分	要件	加算	上限額
三世代同居加算	申請から3年以上三世代同居を継続すること	20万円	30万円
三世代近居加算	申請から3年以上三世代近居を継続すること	10万円	
GX加算	次のいずれかの交付を受けていること	10万円	
	①みらいエコ住宅事業		
	②戸建住宅ZEH化等支援事業		
	③先進的窓リノベ事業		
④給湯省エネ事業			
空き家・空き地情報バンク加算	申請に係る住所が空き家・空き地情報バンクに登録された住宅または登録された土地を取得し建設した住宅であること	10万円	
散居景観加算	申請後5年以上カイニヨ（屋敷林）を維持管理していくこと（本補助金では、高さ3m以上の樹木が5本以上あることを条件とします。）	10万円	
	申請に係る住宅がアズマダチまたはマエナガレであること		
子育て加算	申請時に中学生までの子がいる世帯であること	10万円	

住宅取得費には、下記の費用は含めません。

- ・土地の取得費
- ・店舗、事務所または賃貸住宅等との併用住宅の場合、自己の居住部分以外に係る費用

〈問合せ先〉

砺波市役所 市民生活課

TEL：0763-33-1172

E-mail：seikatsu@city.tonami.lg.jp

手続きの流れ

① 建設工事請負契約または売買契約



② 工事が完了

- 世帯員全員の住民票を移す（砺波市役所市民課でお手続き）
- 土地および建物の登記をする



③ 交付申請および交付請求

●提出期間 住宅取得に伴う登記の日から1年以内

●提出するもの

- 交付申請書（様式第1号）
- 事業実績報告書（様式第2号）
- 世帯員全員の住民票の写し（発行から3か月以内で、続柄の記載があるもの）
※三世代同居加算または三世代近居加算に該当する場合はそれぞれ当該家庭の世帯員を含む。
- 転入者の戸籍の附票の写し（転入日および契約日の前1年間の住所地がわかるもの）
- 各階平面図（各階の詳細がわかるもの）
- 取得にかかった費用の内訳がわかる明細書（見積書、資金計画書など）
- 住宅の全景の写真
- 土地および建物の登記事項証明書またはそれに準ずるものの写し
- 建築に係る契約書または売買契約書の写し
- 金銭消費貸借契約証書またはそれに準ずるものの写し
- 領収書または支払いを証する書類の写し
- GX加算に該当する場合は、次のア～エのいずれかの交付を証する書類の写し
 - ア みらいエコ住宅事業
 - イ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業
 - ウ 先進的窓リノベ事業
 - エ 給湯省エネ事業
- カイニョの写真（該当する場合に限る。）
- 市税等納付（納入）状況確認承諾書（18歳以上の世帯員全員分）
- 三世代同居または三世代近居であることを証する書類（三世代同居加算または三世代近居加算に該当する場合に限る。）
- 交付請求書（様式第4号）
- 振込先がわかる通帳またはキャッシュカードの写し

戸籍の附票とは

新しく戸籍を作った（本籍を定めた）時以降の住民票の移り変わりを記録したものの。本籍地でお取りいただけます。

※交付決定通知書や額確定通知書等



1～2か月程度（不備等がない場合）

④ 指定口座へ振込